

第2期上天草市行政改革大綱

～市民と共に歩む行政のあり方を求めて～

平成28年2月

上天草市

目 次

■はじめに	2
■行政改革の基本的な考え方	3
1 行政改革の目的	
2 これまでの行政改革	
3 行政改革の基本方針	
(1) 行政改革における大綱の位置づけと体系	
①大綱の位置づけ	
②体系	
(2) 行政改革の視点	
①「経営」の視点	
②「サービス向上」の視点	
③「健全財政」の視点	
■行政改革における取組	6
1 行政・サービス改革	
(1) 組織機構改革	
(2) サービス改革	
(3) 業務改革	
2 財政改革	
(1) 財政健全化	
3 意識改革	
(1) 職員育成	
(2) 市民意識の醸成	
■行政改革の推進体制	9
1 実施期間	
2 実施体制	
3 進行管理	
4 進捗状況の公表	

■ はじめに

本市は、平成16年3月31日に旧大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町の4町が合併して誕生し、11年が経過しました。

この間、本市の行政改革は、平成18年に「上天草市行政改革大綱」を策定し、その取組内容について具体化した「行政改革実施計画」において行政改革の進捗管理を行いながら、行政・サービス改革、財政改革、意識改革に取り組んできたところです。

その結果、民間委託等の推進や定員適正化計画の策定・推進等によるコスト削減のほか、効率的で質の高い行政運営の仕組みの確立に向けて一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、高齢化の進展に伴う扶助費などの増加傾向に加え、平成26年度からの地方交付税の一本算定化による段階的な縮減により、平成31年度には平成26年度時点から8億円以上、人口の減少等を考慮すると10億円以上減少する見込みであり、依然として厳しい財政状況の見通しとなっています。

今後、厳しい財政状況を乗り切り、持続可能な行政システムの構築と多様化・複雑化する市民ニーズに配慮した自主・自立性の高い自治体経営を目指すため、「第2期上天草市行政改革大綱」を策定しました。

■ 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の目的

本市の行政改革の目的は、上天草市第2次総合計画において掲げた本市の将来像「人と海のふれあうまち ～地域資源を活かした、新しいまちの上質な価値の創造～」の実現に向け、簡素で効率的な組織体制を構築するとともに、市民との協働によるまちづくりの推進を図りながら、行政を取り巻く環境に的確に対応するため、行政のあり方全般を見直すものです。

本市の将来像の実現に向けては、市民と協働し、現在から将来にかけて、市民に大きな負担を強いることがないよう、持続可能な安定した行政運営の仕組みの確立を目指し、行政改革を推進します。

2 これまでの行政改革

本市では、平成18年3月に「上天草市行政改革大綱」（実施期間：平成17～21年度）を策定し、これまで「住民の視点からの行政システムの改革」、「経営感覚・民間機能の活用」の2つの視点のもと、「行政・サービス改革」、「財政改革」、「意識改革」の3分野において、行政改革実施計画に掲げる各改革項目に取り組んできました。

この間、目標が達成された項目や改善が図られた項目もありますが、市税をはじめとする自主財源の乏しい中、改めて厳しい財政状況を認識するとともに、危機意識をもって行政改革を推進していくことが求められています。

3 行政改革の基本方針

（1）行政改革における大綱の位置づけと体系

①大綱の位置づけ

本大綱は、第2次総合計画に掲げる目標を実現するために、本市の行政改革を推進する個別計画として位置づけるとともに、推進に当たっては、次の計画などの理念や構想と整合性を保ちながら、相互の連携を図ります。

また、これまでの取組みにおける達成状況や成果等を踏まえ、本大綱においても引続き取り組むべきものについては、維持・継承することとします。

- ・総合計画
- ・財政計画
- ・定員適正化計画
- ・事務事業の民間委託の実施に関する指針
- ・公営企業における経営計画
- ・人材育成基本方針

②体系

行政改革の体系は、基本的な方針を示す「行政改革大綱」に加え、具体的な計画を掲げる「行政改革実施計画」で構成します。

(2) 行政改革の視点

行政改革は、刻々と変化する環境の中で、自律的・継続的な行政経営を目指し、不断の決意をもって取り組む必要があります。

本市では、地方自治の基本原則に立ち返り、限られた資源（ヒト、モノ、カネ）を効率的かつ効果的に活用し、より市民満足度の向上につながる行政改革を推進します。

そのため、新たな行政改革大綱においては、次の3つの視点により「行政・サービス改革」、「財政改革」、「意識改革」に取り組んでいくこととします。

①「経営」の視点

行政評価制度をさらに拡充し、成果を重視した経営型の行政システムの構築を目指して、限られた行政経営資源（人、財源、モノ）を効率的かつ効果的にマネジメントできる体制を整備し、持続可能な自治体経営に取り組めます。また、確実な経営の実践に向けた職員の意識の醸成や人材の育成を行うことで、自治体経営を支える組織づくりを進めます。

さらに、透明で公正な行政運営に積極的に取り組むことで、市民に開かれた行政の実現を目指します。

②「サービス向上」の視点

行政の役割及び責任を明確にしたうえで、行政経営資源を重点化し、行政サービスの維持・向上を図ります。また、民間と行政の協働によって解決できる課題については、協働で課題解決にあたることで、サービスの質的向上を目指します。

さらに、行政サービスの提供に当たっては、行政責任の確保、秘密保持、受託能力など、多角的な観点から検討を行いながら、民間が効率的・

効果的にできることは民間に委ねるという基本原則のもと、民間のノウハウや活力を積極的に導入し、経費の削減を図るとともに、サービスの向上を目指します。

③「健全財政」の視点

厳しい財政状況の中において、少子高齢化の進展に伴う福祉施策や環境対策など、多様化・複雑化する行政課題に適切に対応することが求められています。また、自律的かつ継続的な行政経営を進めていくためには、財政の健全化、弾力性を高めていくことが重要であり、地方自治の使命である「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを基本として、歳入の確保及び行政コストの削減に引続き努め、経営の健全化を目指します。

■ 行政改革における取組

地方分権が進展する中、自治体には自己責任、自己決定が求められています。

行政改革は、従来の行政内部における経費の削減、減量、効率化などといった観点からのみ捉えるのではなく、自治体と地域の自立により、新しい時代に対応できる柔軟で活力に満ちた行政運営を実現していくための取組みであることを認識することが大切です。

そこで、「住民協働」・「住民自治」・「効率性」を基本に、合併のメリットを最大限に生かし市民の理解と協力を得ながら、「安心・安全で自立した地域づくり」に向けて市民と行政の役割分担を確認し合い、両者が一体となった改革を推し進めていくことが必要となります。

本市では、行政改革を推進するため、次の3つの改革分野に取組みながらサービスの向上を図るとともに、行政改革による効果額10億円規模を目指します。

1 行政・サービス改革

少子高齢化の進展による人口減少、景気の低迷等により、本市の財政状況は大変厳しい状況にあります。一方では地方分権が進み、国や県からの権限移譲による業務量の増大が見込まれる中、市では限られた行政経営資源を有効に活用し最大限の効果が発揮できるよう簡素で効率的な組織体制を構築します。

また、新たな行政需要や多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民の負託に応えるため、市民と行政の役割分担を明確にし、事務事業の見直しや民間の活用による業務の効率化などに取組みます。

(1) 組織機構改革

地方分権に的確に対応し、多様化・複雑化していく市民ニーズに応じていくために、限られた行政経営資源で最大限の効果を創出できるよう、仕事の効率性を上げやすい組織体制に変革するとともに、市民の利便性に配慮し、各職場の事務量の把握や事務の見直しを行い、適正な人事管理と組織機構の再編を行うことにより、常に最適な組織の形成に努めます。

<主な改革項目>

- ・組織機構の再編
- ・人事

（２）サービス改革

行政が本来担うべき役割と責任を明確にしたうえで、行政の守備範囲の見直しにより民間との協働による行政サービスの提供に取組みながら、経費の削減に努めるとともに、行政サービスの公平性とサービス水準の適正化を図ります。

＜主な改革項目＞

- ・公共施設の見直し
- ・公平性の確立

（３）業務改革

市民との対話を基本として、情報公開制度の適正な運用を行うなど開かれた市政を推進します。また、住民ニーズへの迅速、的確な対応や業務の高度化、省力化等を図るため、行政の情報化を推進し、効率的・効果的な行政運営を行います。

＜主な改革項目＞

- ・業務の効率化
- ・住民協働

２ 財政改革

財政構造については、地方交付税、地方債などへの依存型から財政力に見合った自立型への転換を図ります。

また、新たな行政需要に的確に対応し、市民の信頼に応えるため、「歳入に見合った歳出」という財政運営の基本に立ち、的確な財政見通しとコスト意識の徹底により、一層の財政健全化に努めます。

（１）財政健全化

今後、社会経済情勢を注視しながら、「財政基盤の強化」、「自主財源の確保」、「行政コストの削減」を柱として、市民との連携と調和により財政健全化を図り、将来を見据えた財政運営を行います。

＜主な改革項目＞

- ・財政基盤の強化
- ・自主財源の確保
- ・行政コストの削減

3 意識改革

効率的で効果的な行政運営を進めていくうえで、市民の信頼と負託に応えていくためには職員一人ひとりが常に目的意識と高い意欲を持って、既成概念にとらわれずに、柔軟な発想で市民とともに行動していくことが必要となります。

そのため、「上天草市人材育成基本方針」に基づき、職員が自己啓発に取組みやすい環境づくりや職員研修の実施により、職員の政策形成・業務遂行能力の向上やコスト意識及び経営感覚の醸成を図り、組織としての総合力（組織力）を高め、より質の高い行政サービスが提供できるよう職員の育成に努めるとともに、市民に対しても、行政との協働意識の醸成が図られるよう努めます。

「上天草市が目指す職員像」

- ① 強い責任感と広い視野を持ち、創造性ある仕事をする職員
- ② 常に市民の信頼を意識し、親切かつ誠実な仕事をする職員
- ③ 優れた専門知識と経営感覚で、効率的な仕事をする職員

（１）職員育成

職員にまず求められることは、職務での課題を発見し、施策を的確に遂行するために必要とされる能力と意欲です。自己の能力開発に主体的に取り組むとともに、個人の能力が発揮できるような環境を整え、全職員の意識を統一するため、基本的に全職員を対象とした研修を実施します。

また、職員のやる気の向上や活性化を図るため、「自分自身を振り返る機会を設け、眠っている情熱を掘り起こし、能力開発により希望を与え、納得性のある公正処遇によって充実感・満足感を分かち合う」人事評価システムを構築します。

<主な改革項目>

- ・能力開発
- ・意欲促進

（２）市民意識の醸成

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化などによる様々な地域課題に的確な対応をしていくために、市民が「地域でできることは地域で自主的に行う」という住民自治の基本原則のもと、行政との協働による課題解決が図られるよう市民意識の醸成に努めます。

■ 行政改革の推進体制

1 実施期間

本大綱に基づく行政改革の実施期間は、平成28年度から平成35年度までの8年間とします。

2 実施体制

行政改革を着実に実施するため、市長を本部長とする「上天草市行政改革推進本部」を中心に、全職員が積極的に計画を推進し、全庁的に取り組みを実行するものとします。

3 進行管理

本大綱に示した行政改革の基本方針に沿って、取組内容を具体化した「行政改革実施計画」により着実に実行し、行政改革推進本部において進行管理を行います。

また、実施期間中に発生する新たな課題等に対応するため、適宜見直しを行うこととします。

4 進捗状況の公表

大綱及び実施計画の進捗状況については、毎年度、市ホームページで公表します。